

いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月
平成 30 年 6 月改定
令和 3 年 9 月改定



静岡県立静岡商業高等学校

いじめ防止対策推進法と関連する方針・ガイドライン等・これまでの流れ

○「いじめ防止対策推進法」平成 25 年 6 月

以降、学校のいじめ対応は
この法律に則って進めなければならなくなりました。
=組織的・計画的な対応

○文科省「いじめ防止等のための基本的な方針」平成 25 年 10 月
改定 平成 29 年 3 月

○文科省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」平成 29 年 3 月

○静岡県「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」平成 26 年 3 月
改定 平成 30 年 3 月

○文科省「いじめ対策に係る事例集」平成 30 年 9 月

○静岡県「いじめの重大事態対応マニュアル」【県立学校・事務局用】令和 3 年 3 月

目 次

第 1 章 いじめ防止の基本的な事項	1
1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	1
第 2 章 いじめ対策組織	
1 名称	2
2 構成員	2
3 役割	2
第 3 章 いじめの未然防止	
1 基本的な考え方	3
2 いじめの未然防止のための啓発活動と措置	3
第 4 章 いじめの早期発見	
1 基本的な考え方	3
2 いじめの早期発見のための定期的な調査及び必要な措置	3
第 5 章 いじめへの対処	
1 基本的な考え方	5
2 いじめを発見・通報を受けたときの対処	5
第 6 章 重大事態への対応	
1 重大事態とは（定義）	6
2 事例	7
3 重大事態への対応	8
4 再発防止に向けた取組	9
* 静商いじめ対策年間計画	
* 調査記録調査用紙	

静岡商業高等学校 いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止の基本的な事項

1 いじめの定義

第2条 いじめとは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒の周りの状況をしっかりと確認することが必要です。特定の教職員にのみによることなく、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認が必要です。

※平成29年3月の基本方針改定

○旧方針では「けんか」がいじめの定義から除かれるため、けんかに係る記述を改正（「けんかを除く」という記述を削除）

⇒けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

重要なのは、苦痛を見逃さないこと。

いじめを認知することと、いじめとして対応するということを明確に区別する。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるもので。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、

「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。

加えて、いじめた・いじめをうけたという二つの立場の関係だけでなく、ホームルームや部活動等の所属する集団において、規律が守られなかつたり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がつたりする生徒、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない生徒がいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援していく必要があります。

第2章 いじめ対策組織

1 名称

いじめ対策委員会

2 構成員（10名）

委員長 校長

副委員長 副校長

委員 ○教頭、生徒指導主事、教育相談室長、各学年主任、人権教育担当教諭、養護教諭、

必要に応じて学級担任、教科担任、部活動顧問等、該当生徒に關係の深い教員を追加します。さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなど、外部専門家に協力を求めます。

3 役割

学校におけるいじめ防止対策、いじめの早期発見、いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開いて対応を協議するなど、学校が組織的にいじめの問題に取り組むために中核的な役割を担います。

- (1)いじめ防止基本方針の策定・検証・改定
- (2)いじめの未然防止
- (3)いじめの早期発見対応のための調査
- (4)インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
- (5)教職員の資質向上のための校内研修の企画と実施
- (6)年間計画の立案、運営、検証、改善
- (7)いじめの事実確認と対応
- (8)重大事態への対応

第3章 いじめの未然防止

第15条 学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

1 基本的な考え方

いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組みます。

2 いじめの未然防止のための啓発活動と措置

(1) いじめの問題を主題とした学習の機会

生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組みます。

また、生徒が傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

(2) 授業づくりや集団づくり

生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律ある態度で授業や行事に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

(3) 教職員の資質向上

教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。また、いじめ防止対策に関する教職員の資質向上を図る研修を行います。

(4) 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、子どもの様子に気を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校へ相談するよう啓発に取り組みます。

(5) 学校評価による取組の改善

いじめ防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。

第4章 いじめの早期発見

第16条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

1 基本的な考え方

いじめは教職員の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われるなど、教職員が気付きにくく判断しにくく形で行われることを認識します。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知します。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに。教職員相互が積極的に生徒の情報交換、共有を行います。

2 いじめの早期発見のための定期的な調査及び必要な措置

(1) いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を怠ることのないようにします。

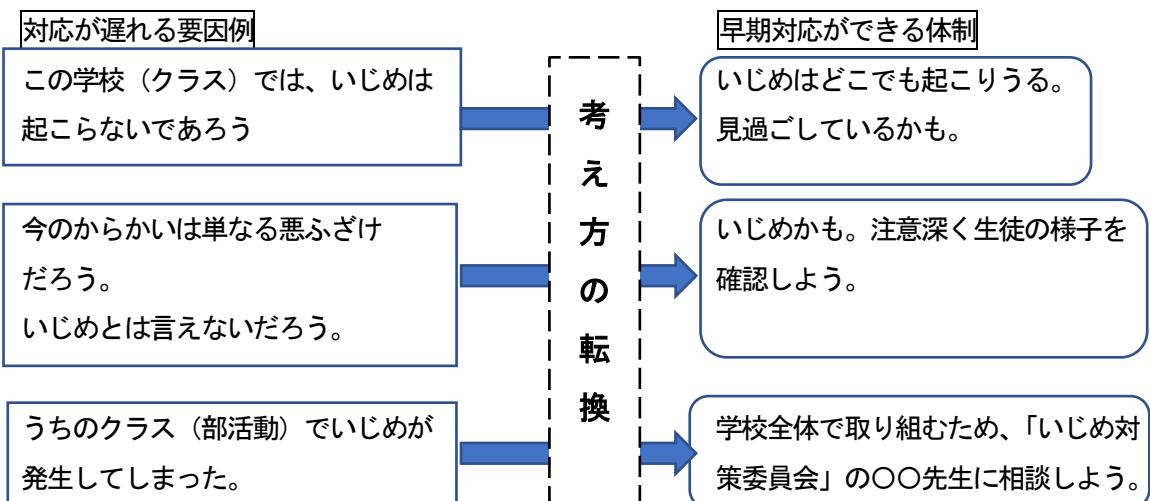
(2) 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、いじめ対策委員会のもと、定期的なアンケート調査等を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行います。

(3) 相談体制の整備

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備し、いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめをうけた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守ります。

※いじめ問題に迅速に対応するために（県教育委員会「いじめの重大事態マニュアル」より）



第5章 いじめへの対処

※いじめ防止等のための基本的な方針

○教職員がいじめの情報を学校内で共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記

⇒いじめ防止対策推進法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得る。

↑ 「抱え込み」が許されないことの法的根拠
「義務」です！

1 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応します。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導します。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行います。
教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たります。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対処

(1) 事実確認

いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込みず、生徒課長を通して、いじめ対策委員会において直ちに情報を共有します。共有する内容は、

- ①被害者、加害者、関係者（誰が誰に、関係している人物は）
- ②時間と場所（いつ、どこで）
- ③内容（具体的にどのようないじめか）
- ④背景と要因（いじめのきっかけは）
- ⑤期間（いつ頃から、どのくらい）

等、実態把握に必要な事項を適切に判断して得た内容を共有します。

疑いが生じた段階で、客観的で正確な記録を残しておきます。

(2) その後の対応

生徒課及び当該学年が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取り、いじめ対策委員会において適切に判断します。いじめが確認された場合には、設置者（県教育委員会）に報告します。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う際は、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはつきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意します。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていきます。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えます。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を厳守することを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保します。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくります。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、環境の確保を図ります。状況に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等外部専門家の協力を得ます。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行います。

(4) いじめた生徒又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

いじめた生徒への指導にあたっては、当該生徒が抱える問題などのいじめの背景にも配慮しつつ、また、必要に応じてスクールカウンセラー等の外部専門家にも協力を求めながら、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為を自覚させるよう毅然とした指導を行いま

す。さらに、教育上必要があると認める場合には、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめた生徒に懲戒を加えることもあります。

(5) 関係機関等との連携

いじめの問題に学校、家庭、地域の連携だけでは十分な対応ができなかつたり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合には、警察、児童相談所、医療機関、人権啓発センターなど関係諸機関と速やかに連携しながら対処します。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められる場合は、警察に相談し、連携して対応します。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求めます。

(6) 関係する学級（学年、部活動）への指導・支援

いじめが起きた集団やいじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるような教育活動を行います。いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝えます。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。年間計画に位置づけられた取組を利用できる場合にはその機会に、そうでない場合には、臨時のHR活動や集会等により、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせます。

(7) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2点が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいる。

②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない。

いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常に注意深く観察します。

第6章 重大事態への対応

【県「いじめの重大事態対応マニュアル」より】

1 重大事態とは（定義）

(1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

（通称：生命心身財産重大事態 1号重大事態）

「生命心身財産重大事態」に該当する疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談し、慎重かつ丁寧に判断する必要がある。心身に重大な被害が生じたことに おける心身への被害についてはいじめを認知し対応を行った後も、当該児童生徒の様子を継続的にきめ細かく観察するなど丁寧な対応を図ることが必要である。例えば、被害児童生徒がいじめの事案で退学・転校した場合は退学・転校に至るほど精神的に苦痛を受けていたということであるため、生命心身財産重大事態に該当し、適切に対応することが求められる。

(2) いじめにより相当の期間（*）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

（通称：不登校重大事態 2号重大事態）

*相当の期間とは、年間 30 日を目安。ただし、一定期間連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず、迅速に調査に着手。

欠席の相当の期間とは、年間30日が目安となるが、「不登校重大事態」に該当するか否かの判断に当たっては、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し情報共有を図るとともに「生命心身財産重大事態」と同様に「不登校重大事態」についても該当の疑いがある事案については、学校だけで判断することなく、設置者に対し相談をし、慎重かつ丁寧に判断する必要がある。学校又は設置者がいじめがあったと確認していくとともに、重大事態として捉え、調査の結果いじめが確認されなかつたりいじめにより重大被害が発生したわけではなかつたりするという結論に至ることもあり得る。欠席の日数が30日になった時点で重大事態であると判断し対応を始めるとなると、調査委員会の設置等には時間がかかることから、対応が遅れることが危惧される。このため、一定期間連続で欠席しているような場合には迅速に着手する必要がある。

<判断する際に留意すること>

- ・重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、疑いが生じた段階で調査を開始する。
- ・被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。
- ・被害児童生徒や保護者からの申し立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、重大事態ではないとは断言できないことに留意する

2 事例

ガイドラインに示されているいじめ（疑いを含む。）により、これまで各教育委員会等で重大事態と扱った事例（①～④）。これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。また、金品等の重大な被害について、学齢やその行為、回数などを総合的に考慮することになる。

※の事例については、通常このような行為があれば児童生徒の心身又は財産に重大な被害が生じると考え、いじめ重大事態として捉える。⑤は本マニュアルで示す「不登校重大事態」の事例。

【ガイドラインによる例示】

①児童生徒が自殺を企図した場合

○軽傷で済んだものの、自殺を企図した。

②心身に重大な被害を負った場合

○リストカットなどの自傷行為を行った。

○暴行を受け、骨折した。

○投げ飛ばされ脳震盪となった。

○殴られて歯が折れた。

○カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバッグを盾にしたため刺されなかった。※

○心的外傷後ストレス障害と診断された。

○嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く。

○多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。※

○わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。※

- ③金品等に重大な被害を被った場合 ○複数の生徒から金銭を強要され、総額1万円を渡した。
 ○スマートフォンを水に浸けられ壊された。
- ④いじめにより転学等を余儀なくされた場合 ○欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。
- 【不登校重大事態の例示】**
- ⑤いじめにより相当の期間欠席を余儀なくされた場合
 ○いじめを認知し、解消に向けて校内において組織的に取り組んでいる段階であるが被害児童生徒の欠席が継続又は断続的に続いている。
 ○一定期間連續で欠席しており、学校ではいじめを認知していないが、児童生徒・保護者から「いじめがあり、学校に行きたくない」との申立てがあった。

3 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生報告



(2)調査主体及び組織

ア調査の主体の決定

設置者は、重大事態の調査の主体について協議し決定する。その際、以下の目安を参考にするが、設置者として適切に判断する。

○生命心身財産重大事態

- ・設置者

○生命心身財産重大事態のうち自殺事案

- ・基本調査（学校がその時点で持っている情報を迅速に整理するもの）は、担当課及びいじめ対策事務局の指導の下で学校が実施する。
- ・詳細調査（基本調査を踏まえて行う詳細な調査）は、設置者が第三者委員会を設置して実施する。なお、設置者（第三者委員会）が必要と判断した場合には、設置者（第三者委員会）による基本調査を再度実施する。

○不登校重大事態

- ・学校主体の調査を原則とする。ただし、被害保護者・児童生徒が、学校主体調査を望まない場合等（※参照）については、設置者主体の調査とする。なお、設置者主体の調査の場合は、第三者委員会を設ける場合と、担当課又は事務局の内部に調査組織を設ける場合とがある。（※従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する事案や学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような事案）

イ調査組織

調査組織については、公正性・中立性が確保された組織が、客観的な事実認定を行うことができるよう構成する。このため、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等であって、当該いじめの事案と利害関係を有しない第三者の参加を図ることとする。なお、学校主体の場合の調査組織の構成については、公正性・中立性が担保された組織となるよう、設置者が学校に指導する。

①設置者主体の場合

- ・第三者委員会である「県いじめ問題対策本部」

（不登校事案の場合、担当課、いじめ対策事務局が内部に調査組織を設ける場合もあるが、構成員に第三者を含むこととする。）

②学校主体の場合

- ・既存の学校のいじめの防止等の対策のための組織をベースに、公正性・中立性が担保された第三者を加えた組織・新たに立ち上げた第三者による調査委員会

※調査結果は県教育委員会を通じて地方公共団体の長に報告されます。

4 再発防止に向けた取組

学校は調査により明らかにされた事実に誠実に向き合い、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。また、全職員の共通理解の下、児童生徒の安全を守ることを最優先しながら、事実の再発防止に向けた迅速な対応が求められる。

静商いじめ対策年間計画

月	年間計画	備考
4	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知 ・「いじめ防止基本方針」の周知 ・クラス面接週間 ・商業研修（1年） ・遠足（2・3年） 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内文書配布等により保護者、生徒等に周知するとともに、学校HPの記載内容の確認をする。 ・クラス面談を通じて、生徒の人間関係把握、クラスへの帰属意識、協調性、自己有用感、コミュニケーション能力等を育成する。
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 ・各部活動高校総体地区予選 ・PTA総会・HR懇談会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の自治的活動や生徒間のいじめ防止のための呼び掛け等を促す。 ・自己有用感、達成感、協調性等を育成する。 ・HR保護者と情報交換を行うとともに、協力を要請する。
6	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA地区会 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感、自己肯定感、達成感、コミュニケーション能力、団結力等を育成する。 ・「いじめ防止等基本方針」を地区会保護者に説明し、地区的情報交換を行うとともに、協力を要請する。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回学校評議委員会 ・野球応援 ・スポーツ大会 ・第1回いじめアンケート ・第1回いじめ対策委員会 ・三者面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・帰属意識、協調性、コミュニケーション能力等を育成する。 ・いじめを含めた生徒の実態状況を把握するとともに、委員会活動を検証する。 ・情報交換をし、共有する。
9	<ul style="list-style-type: none"> ・面接週間 ・文化祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・HRごと担任との個別面談を実施する。 ・自己有用感、自己肯定感、達成感、コミュニケーション能力、団結力等を育成する。
10	<ul style="list-style-type: none"> ・体育祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己有用感、自己肯定感、達成感、コミュニケーション能力、団結力等を育成する。 ・いじめを含めた生徒の実態状況を把握する。情報交換をし、共有する。
11	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の自治的活動や生徒間のいじめ防止のための呼びかけ等を促す。
12	<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行（2年） ・第2回いじめアンケート ・第2回いじめ対策委員会 ・球技大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラスへの帰属意識、協調性、自己有用感、コミュニケーション能力等を育成する。 ・いじめを含めた生徒の実態状況を把握するとともに、委員会活動を検証する。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回学校評議委員会 ・第3回いじめアンケート ・第3回いじめ対策委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間の取組みを報告し、意見交換を行う。 ・いじめを含めた生徒の実態状況を把握し、年間の取組みを検証し、次年度へ向けての対策を検討する（P D C A）
3	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業式 	<ul style="list-style-type: none"> ・達成感、自己肯定感等を育成する。

調査記録用紙

(「県いじめの重大事態対応マニュアル」より)

HR No.	被害生徒氏名（ 月 日）	記録者（ 月 日）	No.	
被害者の 言動・状況・思い等 (時間、場所、具体的事実)	被害者保護者等の 言動・状況・思い等 (時間、場所、具体 的事実)	加害者の 言動・状況・思い等 (時間、場所、具体 的事実)	加害者保護者等の 言動・状況・思い等 (時間、場所、具体 的事実)	学校(関係機関)の 言動・対応(時間、 場所、具体的事実)